



栃木県公報

平成29年
6月30日(金)
号外
第28号

目次

訓令

○栃木県職員服務規程の一部改正.....	1
教育委員会	
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正.....	1
企業局	
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正.....	2

訓令

栃木県訓令第三号

本庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
別表の注を次のように改める。

- 注 1 第11条の3第1項の規定により休憩時間を変更する場合は、勤務時間の終業の時刻を15分繰り上げるものとする。
- 2 7月1日から8月31日までの間におけるこの表の規定の適用については、同表中「午前8時から」とあるのは、「午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から」とする。

附則

この訓令は、平成二十九年七月一日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第一号

事務局
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年六月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和三十一年栃木県教育委員会訓令第四百六十一号）の一部を次のように改正する。

別表の注を次のように改める。

- 注 1 栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）第20条の2第1項の規定により休憩時間を変更する場合には、勤務時間の終業時刻を15分繰り上げるものとする。
- 2 7月1日から8月31日までの間におけるこの表の規定の適用については、同表中「午前8時から」とあるのは、「午前7時30分から午後4時15分まで、午前8時から」とする。

附 則

この訓令は、平成二十九年七月一日から施行する。

(総務課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第四号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 七月一日から八月三十一日までの間における前項第一号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「午前八時から」とあるのは、「午前七時三十分から午後四時十五分まで、午前八時から」とする。

附 則

この管理規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

(経営企画課)